平成２２年（フ）第８８６号
札幌市北区百合が原７丁目４番12―708号
債務者　阿部　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８７号
札幌市北区百合が原７丁目４番12―708号
債務者　阿部　信子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６１号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番14号　菊水カサデューク76―301号
債務者　岡田　涼子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６９号
札幌市北区篠路３条６丁目４番32―302号
債務者　大久保孝之
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７０号
札幌市北区篠路３条６丁目４番32―302号
債務者　大久保あやみ（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８４号
札幌市西区二十四軒４条５丁目６番20―403号
債務者　中村　友紀（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１８号
札幌市白石区菊水３条４丁目４番25号　ソフィア菊水８号
債務者　大坪　英子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２２号
札幌市手稲区前田２条11丁目３番21号　カサフェリシダ
債務者　池田　善博
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２５号
札幌市北区拓北４条１丁目５番８号　ウッディファミリー201号
債務者　藤田　文昭
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３１号
札幌市西区発寒４条６丁目６番10―406号
債務者　紺野　龍一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３５号
札幌市清田区北野５条１丁目５番15号
債務者　辻　　光裕
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３９号
札幌市中央区南７条西２丁目２番地30　インペリアルエバー中島公園Ⅱ201号
債務者　田原　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４２号
札幌市白石区本通３丁目北２番１―403号
債務者　山崎　敬二
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４９号
札幌市豊平区豊平５条２丁目１番５―103号
債務者　福澤寿美栄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５５号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番１―401号
債務者　能登早矢佳
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６０号
札幌市南区南沢６条３丁目８番27号
債務者　平山　孝一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７４号
札幌市東区北50条東５丁目１番３号　ＰＬＡＣＥ505―２階201号
債務者　斉藤　禮子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７７号
札幌市白石区本郷通１丁目南３番10―305号
債務者　松原　信隆
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部